

中間前金払に関するQ & A

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 現在、1件あたりの請負代金額が300万円以上の建設工事において、請負代金額の10分の4以内の前金払の請求ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに10分の2以内で追加して支払う前金払のことを「中間前金払」といいます。中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、請負者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払の対象となる工事は何ですか？

A 2 中間前金払の対象工事は、当初契約における請負代金額が**1000万円以上**の建設工事です。ただし、当初の前金払を受領していることが必要となります。

Q 3 中間前金払のメリットは何ですか？

A 3 中間前金払は、「部分払」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。「部分払」の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q 4 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A 4 当初契約における請負代金額が1000万円以上の建設工事について、当初の前金払の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 5 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 5 「中間前金払認定請求書」に「工事履行報告書」を添付して工事監督員に提出してください。

Q 6 請負契約が変更（増額・減額）された場合、中間前払金はどのようになりますか？

A 6 中間前払金の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ、当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできません。

① 変更契約の内容が増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金>変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 当初の請負代金額 1,000 万円、増額変更 100 万円、当初前払金 400 万円
 $11,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 11,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
(2,600,000 円 > 2,200,000 円)
→ 中間前払金請求可能額 2,200,000 円

② 変更契約の内容が減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金<変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 当初の請負代金額 1,000 万円、減額変更 100 万円、当初前払金 400 万円
 $9,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 9,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
(1,400,000 円 < 1,800,000 円)
→ 中間前払金請求可能額 1,400,000 円

Q 7 当初契約時の請負代金額が1,000万円未満であった工事が、変更契約により請負代金額が1,000万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 7 当初契約時の請負代金額が1,000万円未満であった工事については、その後増額変更により請負代金額が1,000万円以上となっても中間前金払の対象としません。

逆に、当初契約時の請負代金額が1,000万円以上であった工事については、その後減額変更により請負代金額が1,000万円未満となった場合でも、中間前金払の対象としません。

Q 8 変更契約により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 8 変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の1とします。